平成２７年（再イ）第５７号

広島市南区向洋新町４丁目４番１号

再生債務者　中村　　司

1　決議に付する再生計画案　平成27年11月17日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年12月16日

3　再生計画案に対する回答期間　平成27年12月16日まで

平成27年11月18日

広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（再イ）第４４号

広島市安佐北区可部町大字桐原419番地17

再生債務者　大仁田和雄

1　決議に付する再生計画案　平成27年11月17日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年12月17日

3　再生計画案に対する回答期間　平成27年12月17日まで

平成27年11月19日

広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（再イ）第４号

熊本県阿蘇市内牧1038－１

再生債務者　宮澤　　治

1　決議に付する再生計画案　平成27年10月26日付け再生計画案

2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年12月17日

3　再生計画案に対する回答期間　平成27年12月17日まで

平成27年11月19日

熊本地方裁判所阿蘇支部個人再生係

小規模個人再生による再生計画取消

平成２０年（再イ）第１３号

栃木県宇都宮市野沢町309番地２まつやマンション102、認可決定時の住所　栃木県日光市板橋1990番地26

再生債務者　藤井精一郎（認可決定時の氏名藤井精一郎）

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成20年10月３日に認可した再生計画には、民事再生法に定める事由がある。

平成27年11月17日

宇都宮地方裁判所第１民事部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２７年（再イ）第５５１号

東京都北区堀船３－25－14

再生債務者　竹内　洋介

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。

平成27年11月17日

東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２７年（再口）第４号

静岡県浜松市中区高丘北１丁目54番18号　メゾンドゥリベルテ201

再生債務者　山田　友紀

1　決定年月日時　平成27年11月19日午前11時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成27年12月17日まで

4　一般異議申述期間　平成27年12月28日から平成28年１月13日まで

静岡地方裁判所浜松支部再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２７年（再口）第１０号

仙台市太白区中田町字境25番地の６

再生債務者　木嶋　一典

1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年11月16日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成27年12月８日まで

平成27年11月17日

仙台地方裁判所第４民事部

平成２７年（再口）第１号

大分市大字中戸次5635番地の２（スリーゼ中戸次201）

再生債務者　川上　高史

1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年10月29日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成27年12月10日まで

平成27年11月19日

大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（再口）第３７号

大阪府東大阪市玉串町西３丁目４番66号

再生債務者　田村　律子（旧姓清水）

1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年11月２日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成27年12月15日まで

平成27年11月17日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（再口）第３８号

大阪市平野区長吉長原東３丁目14番５号

再生債務者　安井　孝之

1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年11月13日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成27年12月16日まで

平成27年11月18日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（再口）第４号

鳥取県境港市上道町587番地

再生債務者　稲岡　修一

1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年11月12日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成27年12月21日まで

平成27年11月19日　鳥取地方裁判所米子支部

教育職員免許状失効公告

次の教育職員免許状は失効した。

平成27年11月30日　　神奈川県教育委員会

1　失効した免許状

(1)　種類及び授与番号

ア　小学校教諭二種免許状

平５小２第10388号

イ　小学校教諭一種免許状

平12小一種第0652号

(2)　授与年月日及び授与権者

ア　平成５年３月31日　東京都教育委員会

イ　平成13年２月20日　神奈川県教育委員会

(3)　本籍地　神奈川県

2　失効年月日　平成27年10月22日

3　失効事由

教育職員免許法第10条第１項第２号該当

4　失効の対象となった者の氏名　三石　健嗣

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　確定した最終事業年度はありません。

(乙)　掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年八月二十六日

掲載頁　三十二頁（号外第一九二号）

平成二十七年十一月三十日

東京都港区赤坂九丁目七番二号東京ミッドタウンレジデンシィズ

(甲)　株式会社ＫＳＫホールディングス

代表取締役　刈田　直文

群馬県前橋市下佐鳥町四六八番地の一

(乙)　関東運輸株式会社

代表取締役　高瀬　雅企

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十八年一月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しておりますが、また、甲は乙の全株式を所有しておりますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)　金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

(乙)　掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年八月六日

掲載頁　三十頁（号外第一七七号）

平成二十七年十一月三十日

東京都昭島市武蔵野三丁目一〇番一一号

(甲)　ワイエイシイ株式会社

代表取締役　百瀬　武文

神奈川県厚木市岡田三〇五〇番地

(乙)　ワイエイシイフェトン株式会社

代表取締役　吉田　和彦